

技術提案書の提出者を選定するための基準

評価項目	評価の着目点			配点 (評価のウエート)												
	判断基準			小計												
提出者の 技術力	2016年(平成28年)4月以降に完了した設計業務の実績(過去10年間の実績のうち1件を評価対象とする。)	業務の実績について次の順で評価する。 町等から受注した元請としての実績を1件、次の順で評価する。 ① 設計対象面積 1,500㎡以上 ② 設計対象面積 750㎡以上1,000㎡未満 ③ 設計対象面積 750㎡未満 (町等とは、国若しくは地方公共団体又は特殊法人、認可法人、若しくは、独立行政法人とする。)		5	5 (25.0%)											
技術者の資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容により評価する。	主任担当 技術者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">総合</td><td style="text-align: center;">2</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">構造</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">電気</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">機械</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> </table>	総合	2	構造	1	電気	1	機械	1	5 (25.0%)			
総合	2															
構造	1															
電気	1															
機械	1															
技術者の 技術力	2016年(平成28年)4月以降に完了した設計業務設計業務の実績のうち1件を評価対象とする。	次の業務の実績のうち1件を評価する。 ① 同種業務(※1)の実績がある。 ② 類似業務(※2)の実績がある。 上記に加え、実績の立場をそれぞれ次の順で評価する。 ● 管理技術者の場合 1) 管理技術者又はこれに準ずる立場 2) 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 3) 担当技術者又はこれに準ずる立場 ● 主任担当技術者の場合 1) 管理技術者、主任担当技術者又はこれに準ずる立場 2) 担当技術者又はこれに準ずる立場 注1「住宅を除く公共施設」とは、住宅及び同種業務に該当しない公共施設及び公的施設のこと	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">管理技術者</td><td style="text-align: center;">4</td></tr> <tr><td rowspan="4" style="text-align: center;">主任担当 技術者</td><td style="text-align: center;">総合</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">構造</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">電気</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">機械</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> </table>	管理技術者		4	主任担当 技術者	総合	3	構造	1	電気	1	機械	1	10 (50.0%)
管理技術者		4														
主任担当 技術者	総合	3														
	構造	1														
	電気	1														
	機械	1														
合計点				20 (100.0%)												

※評価は、提案者選定及び技術提案書特定評価要領により行う。